◎新潟県告示第167号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　　在　　地	廃 止 年 月 日
高橋医院	長岡市大島新町２－１－18	平成30年12月31日
岸歯科医院	長岡市栄町２－６－26	平成30年12月31日
茨木医院	長岡市殿町２丁目３番地10	平成30年12月31日